

*** 原発の運転期間「40年原則」を守れ**

*** 政府の原発推進政策に加担する「安全規制の概要(案)」は撤回**

・「40年原則」は、原発の設計寿命、技術的評価も踏まえて決められた

・60年超えの運転容認は、福島原発事故の教訓を捨て去るもの

2023.1.4 美浜の会

原子力規制委員会は12月21日、政府の原発推進政策に歩調を合わせ、早々と60年超えの運転を容認する「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)」(以下「安全規制の概要案」)を示し、これについてパブコメを実施しています。期限は1月20日です。

政府の第1回GX実行会議(昨年7月27日)の翌日から、規制庁と資源エネルギー庁は7回も面談を繰り返し、規制庁が推進政策と歩調を合わせていたことも明らかになってきています。福島原発事故後に、「規制と推進の分離」を原則として、独立性をもった規制委員会が作られたはずですが、これを葬り去ろうとしています。

「40年原則を守れ」「政府の原発推進政策に加担するな」等々の意見を出していきましょう。以下で、パブコメ対象の「安全規制の概要案」について、いくつかの問題点を紹介します。

◇パブコメ期間：2022年12月22日～2023年1月20日

◇パブコメ提出はこちらから(パブコメ対象文書はこちらにあります)。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198022209&Mode=0>

◇パブコメ提出時の注意

①上記の画面から、「意見募集要綱」をクリックして読み、元の画面にもどり、左下の口にチェックを入れる。

②意見記入後は、左下の「私はロボットではありません」にチェックを入れる。氏名等は任意。

◇パブコメ対象文書：高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000245404>

<問題点の紹介>

1. パブコメ募集を行う規制委員会の立場そのものが、福島原発事故の教訓を踏みにじるもの
「40年原則」は、原発の設計寿命、技術的評価も踏まえて決められた
「運転期間は利用政策の問題」は事実を反し、原子炉等規制法をないがしろにするもの
2. 「安全規制の概要案」の主な狙い：「運転期間の定め」をなくし、60年超の運転も認める
3. 60年を超えて運転している原発は世界に1基もない
「60年以降の安全規制の内容は今後検討する」として無責任に60年超え運転を認める
4. 安全規制は厳しくなる？
「追加データや、新しい劣化のモードは特に考えられない」
5. 現行の20年延長の審査もずさん
6. 「既存原発の最大限活用」という政府方針を補完する規制委員会

1. パブコメ募集を行う規制委員会の立場そのものが、福島原発事故の教訓を踏みにじるもの
「40年原則」は、原発の設計寿命、技術的評価も踏まえて決められた
「運転期間は利用政策の問題」は事実を反し、原子炉等規制法をないがしろにするもの

パブコメの募集要項では、「運転期間に関する定めが原子炉等規制法から他法令に移される場合でも高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を適切に実施できるようにするため、法的な枠組みを原子炉等規制法に定める予定となっております。」と書かれています。しかし、法令変更を示唆するだけで、原子炉等規制法のどの条文を変更するのか等、パブコメが対象とする規定を明確にしないまま意見を求めています（原子炉等規制法 43 条の 3 の 32 は 6 頁参照）。

パブコメの対象文書である「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）」（以下、「安全規制の概要案」）の前文では、「令和 2 年 7 月 29 日に『発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない』との見解」に立っていると表明しています（下線は引用者）。

しかしこの見解・立場は、根本的に誤っており、福島原発事故の教訓から定められた原子炉等規制法の精神と、安全を守るという規制委員会の立場を放棄しているため撤回すべきです。

(1) 政府の答弁書はこのパブコメの立場を否定しています。辻元清美議員が提出した質問主意書に対して、2022 年 12 月 20 日に政府が答弁書を出しました^{※1}。そこでは、「原子炉設置許可申請書等においては、多くの場合」、重要な設備、機器等が「運転開始後 40 年間使用されることを想定して、中性子照射脆化等に係る当該設備、機器等の設計上の評価等が記載されている」。福島原発事故後の国会議論等を踏まえ、「技術的見地を含め、幅広い観点から議論が行われた上で、立法された」と答弁しています。すなわち、原発の運転期間「原則 40 年」は、原発の設計寿命と中性子照射による原子炉圧力容器の脆化等の技術的見地からも定められたものです。「40 年原則」は、「政策判断にほかならず」というパブコメの立場は事実を反します。

※1：辻元清美議員の質問主意書と政府の答弁書 <https://www.kiyomi.gr.jp/blog/16836/>

(2) さらに、高市早苗議員は 2012 年 2 月 9 日に質問主意書（運転可能期間を「四十年」または「六十年」と定める技術的根拠等に関する質問）を出しています。これに対して政府は「一般に、原子炉建屋や原子炉圧力容器といった施設等については、発電用原子炉の運転を開始した後は取替えが困難とも考えられており、こうしたことを踏まえ、安全上のリスクを低減するため発電用原子炉の運転期間を制限することとしたものである」（下線は引用者）と答弁しています。ここでも運転期間の制限は、「利用政策」ではなく、安全規制の政策として導入されたことは明らかです。

※2：高市早苗議員の質問主意書と政府の答弁書

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b180057.htm

このような経緯と事実を無視し、これらに蓋をして、パブコメは福島原発事故に定められた「40 年原則」の意義を意図的に隠すものです。

(3) 山中委員長は、ことあるごとに 2020 年 7 月の「見解」^{※3} を持ち出しています。この 2020 年「見解」は、一方では「見解」の表題（「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」下線は引用者）にあるように、電力会社や原子力産業界の「運転期間から停止している期間を除外してほしい」という要求に対し、そ

れを認めないと表明したものです。しかし他方では、「運転期間は政策判断」として、原子炉等規制法から逸脱するもので、認めることはできません。

※3：「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」 <https://www.nra.go.jp/data/000323916.pdf>

2. 「安全規制の概要案」の主な狙い：

「運転期間の定め」をなくし、60年超の運転も認める

パブコメ対象となっている「安全規制の概要案」の狙いは、原則 40 年とする原発の運転期間の定めを、原子炉等規制法から削除することです（原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 32）。

第一に、原発の「運転期間の定め」を原子炉等規制法から削除し、原発推進の経産省・エネルギーに引き渡すことです。「運転期間の定め」は、福島事故を教訓として、重大事故の危険性を軽減するための制限として定められたものであり、推進政策とは分離して規制の法律である原子炉等規制法に盛り込まれたものです。これを利用政策側に引き渡すことは、運転期間を定めた立法の精神に反するものです。

「安全規制の概要案」の前文では、まず 2020 年の「見解」^{※3}を引用し、運転期間の定めは「原子力規制委員会が意見を述べる事柄ではない」として規制の対象から除外することを表明しています。

次いで昨年 12 月 16 日の経産省の基本政策分科会資料では、「利用政策の観点から運転期間に関する制度を改正する方針が示された」ために、「これを受け・・・原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組み」（下線は引用者）を決めると書いています。「安全規制の概要案」の狙いは明らかです。

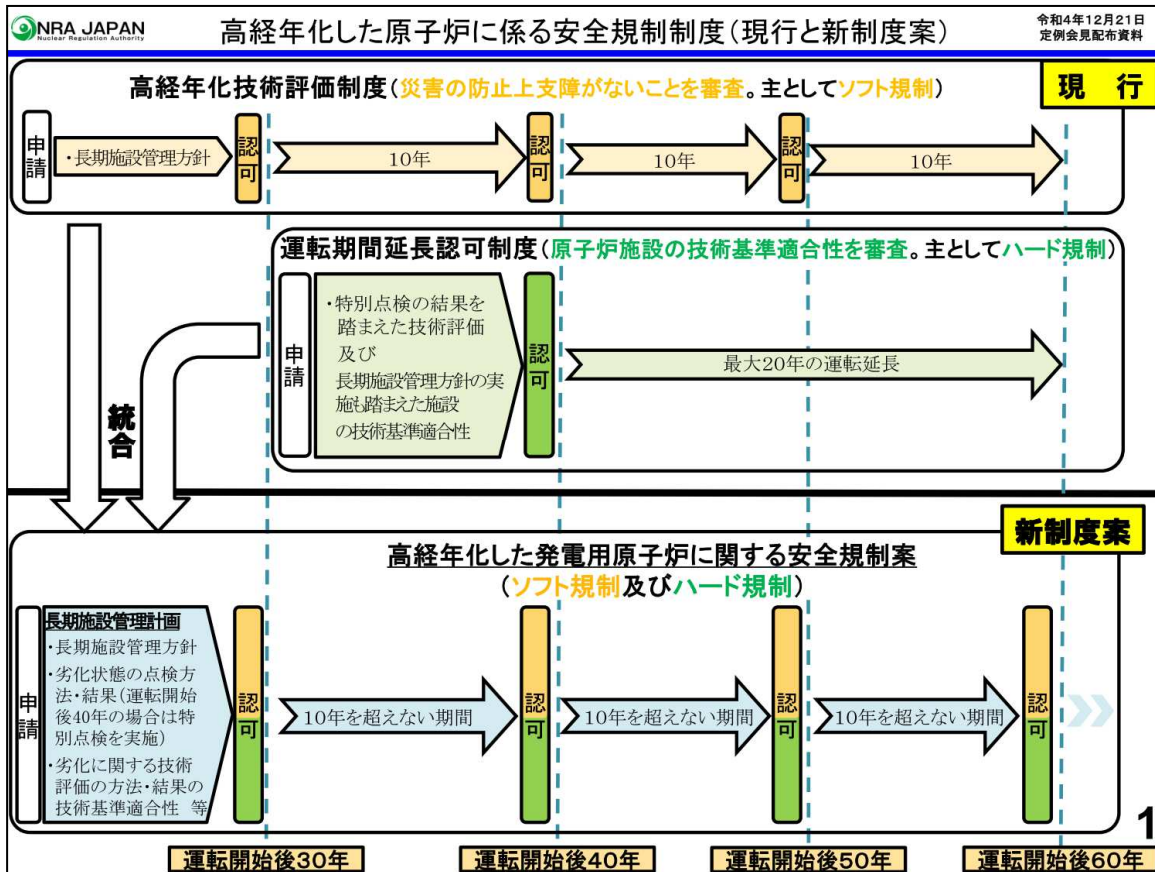
第二に、「運転期間の上限」という概念を取り払い、40 年超えの運転を容易にするとともに、60 年超えの運転も認めるものです。パブコメ関連資料^{※4}では、新旧制度の違いとして次のように説明されています。「現行制度の「運転期間延長認可」は、「運転することができる期間」を「最大で 20 年間延長」するものであるが、新制度には「運転することができる期間」や同期間の「延長」といった概念が存在せず」（下線は引用者）とはっきりと書いています。

※4：2022 年 12 月 21 日 規制委員会資料 9 頁「参考 3」

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000245406>

現行の原子炉等規制法では、原発の運転期間は「原則 40 年」、一回に限り「20 年延長」を例外的に認めることになっており、最大 60 年が上限となっています。しかし、経産省・エネルギーが、「40 年+20 年」は文言だけ維持しながら、停止期間をカウントに含めないとして、60 年を超える運転を認めることにしました（これも別途パブコメ中です）。10 年間停止していれば、60+10 で 70 年運転を認めるというもので、老朽原発に一層ムチ打つ危険極まりない方針です。将来的には、これを変更する可能性も示しており、運転期間の「上限なし」も狙っています。

このエネルギーの方針を受けて規制委員会は、次頁図のように、①これまでの、40 年目での「運転期間延長認可制度」をなくし、②運転開始後の 30 年目と、それ以降 10 年を超えない期間ごとに、電力会社が作成する「長期施設管理計画」（仮称）を審査・認可し、60 年超えの運転も認めるというものです。「運転期間の上限」という概念を取り払い、60 年超え、さらに「上限なし」にも対応できるようにしているのです。



3. 60年を超えて運転している原発は世界に1基もない

「60年以降の安全規制の内容は今後検討する」として無責任に60年超え運転を認める

規制委員会は、上図のように60年超えの運転も認めるとしています。しかし、60年を超えて運転する場合の安全規制の内容は「今後検討する」というだけです。60年を超えて運転している原発は世界に1基もありません。60年超えの老朽原発の劣化状況の把握、劣化予測の手法等は白紙の状態です。「60年を迎えるまでにはまだ時間がある」として先送りして、60年超えの運転を認めるというのです。

現行で20年延長の場合には、40年目に「特別点検」（建屋のコンクリートをくり抜いた試験等）を実施しています。しかし、この「特別点検」の時期等についても、「今後検討すればいい」と言うばかりです。無責任そのものです。住民の安全はどこにいったのでしょうか。

4. 安全規制は厳しくなる？

「追加データや、新しい劣化のモードは特に考えられない」

30年を超えて運転する場合には、上図のように、30年目、それから10年を超えない期間ごとに、電力会社が「長期施設管理計画」を提出して申請を行うこととなります。既に現行制度で30年の評価をしている場合は、同じものでいいことになっています。さらに、12月21日の記者会見では「30年・40年・50年で取るデータはほぼ同じものでよし、評価項目も増やさないのはなぜか」と問われ、山中委員長は「特に評価上問題となってくるような追加のデータ、新しい劣化のモードが何か考えられるか」というと、今のところ考えなくてもいいんで

はないかという委員の間での議論だったと思います」と平然と答えている。

既に現行制度でも、30年目以降は「高経年化技術評価制度」で、電力会社は劣化の状況と10年後の劣化予測を提出し、保安規定で認可することになっています。新たな制度では、技術基準に適合しているかも見ていくため「安全規制は厳しくなる」と言っていますが、新たな劣化評価等は想定外になっています。

規制委員会は、取り換えができない原子炉压力容器や電気ケーブルが劣化することを自ら認めています。それにも関わらず、このような姿勢で老朽原発の運転を進めようとしています。

5. 現行の20年延長の審査もずさん

そもそも、現行の20年延長審査は明確な審査基準なしで実施されています。昨年11月7日の政府交渉では、電気ケーブルの劣化について「性能規定だけで、具体的な数値の基準はない」と規制庁は認めています。また、電気ケーブルの問題で、一次冷却材喪失事故時の蒸気暴露を模擬した実験で、絶縁抵抗が初期に1/100万以下に急速に低下している結果を規制委員会がまとめています（NRA技術報告2019.11）。しかし、これらを審査や基準に反映させようとはしていません。これら新しい知見を反映することもなく、「高浜1号の電気ケーブルは106年大丈夫」という関電評価を鵜呑みにして、20年延長を認めています。

（参照）「事故の拡大防止・収束に不可欠なケーブルの健全性は保証されていない」

http://www.jca.apc.org/mihama/News/news179/news179rek_cables.pdf（美浜の会ニュース179号）

また、原子炉压力容器の中性子脆化の問題では、監視試験片があまりに少なく評価に信頼性がありません。予測に基づく監視には限界があり、規制委員会は実データの確認すら行っていません。

（参照）「老朽原発の危険性・中性子照射により压力容器がもろくなる」

http://www.jca.apc.org/mihama/News/news179/news179zei_rv.pdf（美浜の会ニュース179号）

このようにずさんな安全性確認で、40年超え、60年超えの運転を認めることはできません。

6. 「既存原発の最大限活用」という政府方針を補完する規制委員会

現行の制度では、20年延長のためには、運転開始から40年目になる前に運転期間の延長申請を行い、認可を受けなければなりません。

しかし、今回の「安全規制の概要案」の「12」では下記のように書かれています。

「12. なお、運転開始後30年を超えるが運転しようとしていない発電用原子炉については、この枠組みの対象とせず、長期停止している発電用原子炉に関する既存の枠組み、すなわち保安規定に定める施設管理に関する特別な措置の中で劣化管理を行うことを求めることとする。」（下線は引用者）

分かりにくい文章のため、規制庁に確認しました。30年目に「施設管理計画」を出さなければ、30年を超えて、それ以降一切運転はできないとのことでした。

現在、再稼働のための適合性審査中の原発は10基、未申請の原発は9基あります。現行ではこれらの原発は、冷温停止状態で監視すること等が定められ、40年前までは、いつ審査を申請するかどうかは電力会社の判断です。

ところが「12」によって、「施設管理計画」を出さなければ30年超えの運転はできなくな

ります。これら 19 基、とりわけ未申請の 9 基は、再稼働するのにかさえ分かりません（表参照）。政府の「既存原発の最大限活用」の方針からすれば、再稼働するとの態度をはっきりさせたいのでしょう。「12」は、再稼働する意思があることを表明させるための「踏み絵」のようなものにもなり、「既存原発の最大限活用」に規制委員会が手を貸すことになってしまいます。山中委員長は「利用政策に口は出さない」と繰り返しながら、政府の原発利用政策を補完しています。30 年を超えて運転しない原発は廃炉にすべきです。

原発の再稼働の現状		
稼働状況	基数	原発名（年齢）
再稼働	10	美浜 3 (46), 大飯 3 (30), 大飯 4 (29), 高浜 3 (37), 高浜 4 (37), 伊方 3 (28), 玄海 3 (28), 玄海 4 (25), 川内 1 (38), 川内 2 (37)
許可+了解	4	女川 2 (27), 高浜 1 (48), 高浜 2 (47), 島根 2 (33)
許可	3	柏崎刈羽 6 (26), 柏崎刈羽 7 (25), 東海第 2 (44)
審査中	10	泊 1 (33), 泊 2 (31), 泊 3 (12), 大間(0), 東通[東北](17), 志賀 2 (16), 敦賀 2 (35), 浜岡 3 (35), 浜岡 4 (29), 島根 3 (0)
未申請	9	東通[東電](0), 女川 3 (20), 柏崎刈羽 1 (37), 柏崎刈羽 2 (32), 柏崎刈羽 3 (29), 柏崎刈羽 4 (28), 柏崎刈羽 5 (32), 志賀 1 (29), 浜岡 5 (17),

(資源エネルギー庁 2022年12月16日 第52回基本政策分科会 資料1 82頁より)

現行の原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）

（運転の期間等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

2023 年 1 月 4 日 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL : 06-6367-6580 FAX : 06-6367-6581

mihama@jca.apc.org <http://www.jca.apc.org/mihama/>